

## 使用済燃料の再処理等の業務に関する委託契約の締結について

2016 年 11 月 15 日

使用済燃料再処理機構

当機構は、再処理等拠出金法第 4 2 条に基づき、本日、日本原燃株式会社と委託契約を締結いたしました。

当機構としては、今後、委託先の日本原燃株式会社と緊密に連携し、安全の確保を最優先に再処理等事業を着実かつ適切に進めてまいります。

### 【委託契約の主な内容】

1. 使用済燃料の再処理の業務
  - ・ 使用済燃料の再処理
  - ・ 高レベル廃液のガラス固化、貯蔵管理 等
  
2. 海外からの返還高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理の業務
  - ・ 返還高レベル廃棄物（ガラス固化体）の受入、貯蔵管理 等

以 上

<お問い合わせ窓口>

使用済燃料再処理機構 総務部

電話：017-763-5910(代表)